教　育　委　員　会　の　概　要

教育長及び教育委員



教育長　安間（やすま）　英潮（ひでしお）



委員（教育長職務代理者）
伊東（いとう）　哲（さとる）



委員　守屋（もりや）　香里（かおり）



委員　田中（たなか）　雅美（まさみ）



委員　橋本（はしもと）　政樹（まさき）

職　　名	氏　　名	現　　任　　期
教　育　長	安 間　　英 潮	令和 6 年（2024 年）4 月 1 日～ 令和 9 年（2027 年）3 月 31 日
委　　員 （教育長職務代理者）	伊　東　　哲	令和 4 年（2022 年）10 月 1 日～ 令和 8 年（2026 年）9 月 30 日
委　　員	守 屋　　香 里	令和 5 年（2023 年）10 月 1 日～ 令和 9 年（2027 年）9 月 30 日
委　　員	田 中　　雅 美	令和 6 年（2024 年）10 月 1 日～ 令和 10 年（2028 年）9 月 30 日
委　　員	橋 本　　政 樹	令和 7 年（2025 年）10 月 1 日～ 令和 11 年（2029 年）9 月 30 日

歴代教育委員

（教育長は別掲）

令和８年（2026 年）４月１日現在

氏　　名	就任年月日	退任年月日
坂　本　團　蔵	昭和 25.11.10	昭和 31. 9.30
今　井　亮　夫	25.11.10	31. 9.30
助　川　捨次郎	25.11.10	27.10. 4
	27.10. 5	31. 9.30
安　嶋　嘉　彦	25.11.10	27.10. 4
◎小　峰　　實	25.11.27	26. 4.29
	26. 5.28	28. 6.22
小　野　長　一	27.10. 5	31. 9.30
◎岡　沢　吉　夫	28. 7.20	30. 4.29
◎田　辺　留次郎	30. 5.25	31. 9.30
井　上　繁　市	30. 4. 1	31. 9.30
小　方　吟　司	30. 4. 1	31. 9.30
清　水　泰　明	30. 4. 1	31. 9.30
高　橋　文　吉	30. 4. 1	31. 9.30
村　内　登久一	30. 4. 1	31. 9.30
磯　間　林　蔵	30. 4. 1	31. 9.30
富　田　　護	31.10. 1	32. 9. 9
尾　崎　知　三	31.10. 1	32. 5. 9
河　西　重　蔵	31.10. 1	34. 9.30
佐　藤　文　男	31.10. 1	35. 9.30
	35.10. 1	39. 9.30
小　澤　勇　貫	32.10. 1	33. 9.30
	33.10. 1	35. 9.13
井　上　郷太郎	32.10. 1	35. 9.13
渡　井　重　源	34.10. 1	35.12.17
池　田　三田男	35.10. 1	36. 9.30
	36.10. 1	40. 9.30
小　峰　　實	35.10. 1	37. 9.30
	37.10. 1	41. 9.30
	41.10. 1	45. 9.30
	45.10. 1	49. 9.30

氏　　名	就任年月日	退任年月日
小　峰　　實	昭和 49.10. 1	昭和 53. 9.30
	53.10. 1	57. 9.30
木住野　哲　男	35.12.20	38. 9.30
	38.10. 1	42. 9.30
	42.10. 1	46. 9.30
堀　部　慶　治	39.10. 1	43. 9.30
	43.10. 1	45. 2.28
黒　沢　敬　子	40.10. 1	44. 9.30
依　田　忠　定	44.10. 1	48. 9.30
	48.10. 1	52. 9.30
	52.10. 1	56. 9.30
福　原　誠　一	45. 3.25	47. 9.30
	47.10. 1	51. 9.30
	51.10. 1	55. 9.30
	55.10. 1	59. 9.30
今　井　信　子	46.10. 1	50. 9.30
	50.10. 1	54. 9.30
	54.10. 1	58. 9.30
	58.10. 1	62. 9.30
大　塚　正　之	56.10. 1	60. 9.30
金　岡　秀　友	57.10. 1	61. 9.30
	61.10. 1	平成 2. 9.30
	平成 2.10. 1	平成 6. 9.30
出　構　　熙	59.10. 1	63. 9.30
	63.10. 1	平成 4. 9.30
	平成 4.10. 1	平成 8. 9.30
	平成 8.10. 1	平成 12.9.30
渡　邊　福　治	60.10. 1	63.10.11
村　内　歌　子	62.10. 1	平成 3. 9.30
	平成 3.10. 1	平成 7. 9.30
	平成 7.10. 1	平成 11.9.30

氏　　名	就任年月日	退任年月日
田　中　俊　夫	昭和 63.12.13	平成元. 9.30
	平成元.10. 1	5. 9.30
	5.10. 1	9. 9.30
岡　﨑　邦　吉	6.10. 1	10. 9.30
	10.10. 1	14. 9.30
立　石　壽　意	9.10. 1	13. 6.14
中　橋　美智子	11.10. 1	15. 9.30
鳥　羽　　洋	12.10. 1	15. 3.31
名　取　龍　藏	13.10. 1	17. 9.30
小田原　　榮	14.10. 1	18. 9.30
	18.10. 1	22. 9.30
	22.10. 1	26. 9.30
	26.10. 1	27. 3.31
細　野　助　博	15.10. 1	16. 9.30
	16.10. 1	20. 9.30
齋　藤　健　児(公)	15.10. 1	19. 9.30
川　上　剋　美	17.10. 1	21. 9.30
	21.10. 1	25. 9.30
水　﨑　知　代(公)	19.10. 1	23. 9.30
和　田　　孝	20.10. 1	24. 9.30
	24.10. 1	28. 9.30
金　山　滋　美(公)	23.10. 1	27. 9.30
星　山　麻　木	25.10. 1	29. 9.30
輿　水　かおり	27. 4. 1	28.12.31
大　橋　　明	29. 4. 1	30. 9.30
村　松　直　和	27.10. 1	令和元. 9.30
柴　田　彩千子	28.10. 1	令和 2. 9.30
	令和 2.10. 1	6. 9.30
笠　原　麻　里	29.10. 1	令和 3. 9.30
伊　東　　哲	30.10. 1	令和 4. 9.30
	令和 4.10. 1	
川　島　弘　嗣	令和元.10. 1	令和 5. 9.30
保　坂　暁　子	令和 3.10. 1	令和 7. 9.30

氏　　名	就任年月日	退任年月日
守　屋　香　里	令和 5.10. 1	
田　中　雅　美	令和 6.10. 1	
橋　本　政　樹	令和 7.10. 1	

※昭和 31 年９月 30 日までは公選制、昭和 31 年 10 月１日以降は任命制による委員
※公選制による委員のうち◎は議会選出委員
※氏名右上に“(公)”とあるのは、市民公募の結果任命された委員

歴代委員長

令和８年（2026 年）４月１日現在

氏　　名	就任年月日	退任年月日	備　　考
助川　捨次郎	昭和 25.12. 1	昭和 26.11.30	
小峰　　實	26.12. 1	27.11.30	
坂本　團蔵	27.12. 1	28.11.30	
今井　亮夫	28.12. 1	29.11.30	
岡沢　吉夫	29.12. 1	30. 4.29	
小野　長一	30. 5.27	30.11.30	
田辺　留次郎	30.12. 1	31. 9.30	
尾崎　知三	31.10. 1	32. 5. 9	
河西　重蔵	32. 5.30	34. 9.30	
佐藤　文男	34.10.17	35. 9.30	
渡井　重源	35.10. 8	35.12.17	
佐藤　文男	36. 1.28	37. 2.26	
池田　三田男	37. 2.27	38. 2.26	
小峰　　實	38. 2.28	57. 9.30	
福原　誠一	57.10.28	59. 9.30	
今井　信子	59.10. 1	61. 9.30	
金岡　秀友	61.10. 1	平成 2. 9.30	
出構　　熙	平成 2.10. 1	12. 9.30	
岡崎　邦吉	12.10. 1	14. 9.30	
中橋　美智子	14.10. 1	15. 9.30	
名取　龍藏	15.10. 1	17. 9.30	
小田原　　榮	17.10. 3	27. 3.31	27.3.31 をもって委員長職を廃止

歴代教育長

令和８年（2026 年）４月１日現在

氏　　名	就任年月日	退任年月日	備　　考
稲森　禎蔵	昭和 25.12. 1	昭和 26. 3.31	
後藤　国道	26. 4. 1	30. 9.30	
深松　留男	30.10. 1 30.11.25	30.10. 9 31. 5.15	助役兼任
野口　　彰	30.10.10	30.11.24	死亡による退任
佐藤　慶雄	31. 5.16 31.10. 1 35.10. 1	31. 9.30 35. 9.30 39. 9.30	
後藤　聰一	39.10. 1 43.10. 1 47.10. 1	43. 9.30 47. 9.30 48. 1. 9	
師岡　春治	48. 3.16 51.10. 1 55.10. 1	51. 9.30 55. 9.30 59. 9.30	
瀬沼　　満	59.10. 1	63. 3.31	
西志村　光治	63. 4. 1 63.10. 1	63. 9.30 平成 4. 9.30	
田中　　博	平成 4.10. 1 8.10. 1	8. 9.30 12. 9.30	

氏　　名	就任年月日	退任年月日	備　　考
成田一代	平成 12.10. 1	平成 16. 9.30	
石川和昭	16.10. 1 20.10. 1	20. 9.30 24. 2.29	
坂倉　仁	24. 4. 1 24.10. 1 27. 4. 1	24. 9.30 27. 3.31 28. 3.31	
安間英潮	28. 4. 1 30. 4. 1 令和 3. 4. 1 令和 6. 4. 1	30. 3.31 令和 3. 3.31 令和 6. 3.31	

※昭和 48. 1.10～昭和 48. 3.15　長澤教育次長が教育長の職務を代理
※平成 24. 3. 1～平成 24. 3.31　坂倉学校教育部長が教育長の職務を代理

教育委員会の沿革

令和８年（2026 年）７月１日現在

年 月 日	事　　項	年 月 日	事　　項
昭和23. 7. 1	教育委員会法　公布	31. 9.25	事務局機構（1 室 3 課 1 所 8 係）
25. 6.28	「八王子市教育委員会」設置を臨時市議会にて可決		庶務課を教育長室に統合、庶務係、調査係を置く
25.11.10	第一回教育委員選挙（公選）		管理課を新設、管理係、施設係を置く
25.12. 1	八王子市教育委員会発足		指導課を廃止し教育研究所に統合
	八王子市教育委員会事務局設置規則制定	31.10. 1	地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行
	教育委員会所管学校等		任命制による教育委員会発足
	小学校 9　分校 1　中学校 6	31.12.26	八王子市教育委員会会議規則制定
	高等学校 2　図書館 1		八王子市教育委員会傍聴人規則制定
25.12. 6	教育委員会事務局機構議決（2 室 3 課 7 係）		八王子市教育委員会教育長に対する事務委任規則制定
	教育長室	32. 6.	教育研究所天神町に移転
	管理課－庶務係、調査係、管理係	32. 8.31	市費支弁による八王子市立学校事務職員等に関する規則制定
	学務課－職員係、学務係	33. 6.26	事務局機構（1 室 3 課 1 所 8 係）
	社会教育課－社会教育係、社会体育係		社会教育課に指導係を新設
	指導室		同課社会教育係に同課社会体育係を統合
25.12.25	八王子市教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例制定	34. 4. 1	浅川町八王子市に合併
	八王子市教育委員会教育長の給料及び旅費等に関する条例制定		教育委員会事務局浅川分室設置
	八王子市教育委員会所管職員等の諸給与条例制定		合併により小学校 1、分校 2、中学校 1 校編入
26. 3.30	八王子市教育委員会表彰規程制定	34.10. 1	教育相談室を教育研究所に設置
26. 6.	教育研究所を教育委員会事務局内に設置	35. 3.31	八王子市奨学資金支給条例制定
26.10.31	八王子市公立学校非常勤職員規則制定	35. 5.30	八王子市立学校の管理運営に関する規則制定
27. 4. 1	事務局機構（1 室 4 課 8 係）	37. 3.28	八王子市体育指導委員に関する規則制定
	管理課を庶務課に改称	37. 3.	完全給食が小学校全校で実施となる
	指導室を指導課に改称、指導係を新設	37. 4. 1	市立中央高等学校を東京都に移管
27.10. 5	第二回教育委員選挙（公選）	37. 6.25	八王子市公民館条例制定
29. 4. 1	八王子市社会教育委員の設置及び報酬並びに費用弁償に関する条例制定	37.10. 1	八王子市公民館条例施行規則制定
	社会教育委員設置		八王子市公民館処務規則制定
	市立富士森高等学校を東京都に移管		八王子市公民館開館
29. 4.19	青年学級開設に関する規則制定	38. 6. 1	陵南会館開館（旧御陵駅改造）
29. 6. 3	学校給食法　公布	39. 3.31	八王子市立学校設置条例制定
30. 1.	市立図書館東京都に移管		八王子市陵南会館条例制定
30. 4. 1	六ヵ村八王子市に合併	39. 4.23	事務局機構（1 室 3 課 1 所 9 係）
	横山・元八王子・恩方・川口・加住・由井村		社会教育課に青少年対策係を新設
	八王子市教育委員会事務局分室設置等に関する規則制定	39. 7.23	八王子市陵南会館条例施行規則制定
	教育委員会事務局分室設置	39. 8. 1	由木村八王子市に合併
	横山・元八王子・恩方・川口・加住・由井分室		教育委員会事務局由木分室設置
			合併により小学校 3、中学校 1 校編入
			由木会館開館（旧由木村公民館）
	合併により小学校 13、分校 4、中学校 6 校編入	40. 3.30	八王子市青少年委員に関する規則制定
		40. 4. 1	八王子市青少年委員設置
30. 6.	教育研究所大和田町に移転		八王子市北八王子体育館条例制定
30. 7. 7	八王子市文化財専門委員の設置及び報酬並びに費用弁償に関する条例制定	40. 5.27	八王子市北八王子体育館条例施行規則制定
		40. 5.31	北八王子体育館設置
	八王子市文化財専門委員設置	40. 6.26	事務局機構（4 課 1 所 10 係）
31. 7. 1	八王子市青少年問題協議会条例制定		教育長室を庶務課に改称
31. 8.24	八王子市青少年問題協議会条例施行規則制定		学務課に保健係を新設
		41. 6.30	八王子市青年学級開設

年 月 日	事　　項	年 月 日	事　　項
42. 4. 1	八王子市郷土資料館条例制定		管理課管理係を学務課管理係に、管理課
	八王子市郷土資料館条例施行規則制定		施設係を施設課施設第一係、施設第二係
	八王子市郷土資料館運営協議会規則制定		に、学務課職員係を教職員課給与係に改
	八王子市郷土資料館処務規則制定		組、又教職員課に人事係を新設
	八王子市郷土資料館開館	50. 6. 2	教育委員会事務局北野分室設置
42. 4.10	八王子市婦人センター条例制定		教育委員会事務局石川分室設置
42. 5. 1	八王子市教育委員会公告式規則制定	51. 3.31	八王子市姫木平少年自然の家条例制定
	教育委員会事務局教育次長制設置	51. 4. 1	八王子市姫木平少年自然の家条例施行規則
	八王子市教育委員会事務局処務規則制定		制定
42. 6. 1	八王子市婦人センター条例施行規則制定	51. 7. 1	姫木平少年自然の家開設
	八王子市婦人センター運営委員会規則制定	52. 3.15	八王子市文化財保護条例改正
	八王子市婦人センター処務規則制定	52. 4. 1	八王子市文化財保護条例施行規則改正
42. 6.10	八王子市婦人センター開館		八王子市奨学審議会規則制定
42. 6.16	八王子市教育委員会公印規則制定	52. 7. 1	八王子市文化財専門委員の設置及び報酬
42. 7. 1	八王子市滝ガ原運動場条例制定		並びに費用弁償に関する条例を廃止
	八王子市滝ガ原運動場設置	53. 4. 1	八王子市立学校の通学区域に関する規則
42. 8. 5	八王子市滝ガ原運動場条例施行規則制定		制定
43. 7.13	事務局機構（5 課 1 所 12 係）	53. 6. 5	教育委員会事務局館分室設置
	学務課保健係及び社会教育課社会教育係	53.10. 1	市立学校の管理運営に関する主任制度発足
	から体育課を新設－体育係、保健係、給食	56. 5.23	北八王子体育館公用廃止
	係を置く	56. 6. 1	八王子市青少年育成指導員に関する規則制
	社会教育課青少年対策係を青少年係と改		定
	称	56. 7. 1	八王子市北八王子体育館条例、同施行規則
44. 4. 1	在宅心身障害児家庭巡回教育開始		廃止
44. 7.14	東浅川交通公園開園	56. 8. 1	事務局機構（2 部 7 課 1 所 1 館 18 係）
45. 9. 1	八王子市奨学資金支給条例施行規則制定		次長制度を廃止し､学校教育、社会教育の
45. 9.14	八王子市教育委員会教育長事務決裁規程制		2 部を設置
	定		学校教育部
45. 9.30	八王子市中田遺跡条例制定		庶務課－庶務係、調査係
	八王子市中田遺跡条例施行規則制定		施設課－事業係、用地係、営繕係
	中田遺跡公園設置（市史跡）		施設第一係を事業係、営繕係に、施設
	由木会館公用廃止		第二係を用地係に改組
47. 4. 1	八王子市教育委員会職員の職名に関する規		学務課－庶務係、学事係、心身障害教育
	則制定		係、契約管理係
	八王子市社会教育指導員に関する規則制定		学務係を庶務係、学事係、心身障害教
	八王子市社会教育指導員設置		育係に、管理係を契約管理係に改組
	八王子市白樺青少年の家条例制定		教職員課－人事係、給与係
47. 6. 1	八王子市白樺青少年の家条例施行規則制定		保健給食課－保健係、給食係
	八王子市白樺青少年の家設置		体育課保健係、給食係から改組
48. 6. 1	教職員相談室開設		保健給食課新設
48.11. 5	市立移動図書館車運行開始		教育研究所
49. 9.20	八王子市民体育館条例制定		社会教育部
49. 9.30	八王子市民体育館条例施行規則制定		社会教育課－社会教育係、青少年係、
	八王子市民体育館運営協議会規則制定		文化財係
	八王子市民体育館処務規則制定		社会教育係を社会教育係と文化財係に
	八王子市教育センター条例制定		改組、指導係廃止
	八王子市教育センター条例施行規則制定		体育課－体育係、施設係
	八王子市教育センター処務規則制定		施設係新設
49.10.12	八王子市民体育館開館		図書館
49.11.12	八王子市教育センター開館	59. 4. 1	東浅川交通公園を環境部交通安全課に移管
50. 1.11	事務局機構（6 課 1 所 14 係）	59.12.28	八王子市中央図書館条例制定
	管理課、学務課を施設課、学務課、教職員		八王子市中央図書館条例施行規則制定
	課に改組		八王子市中央図書館協議会条例制定

年 月 日	事　　項	年 月 日	事　　項
	八王子市中央図書館協議会条例施行規則制定	8. 7. 1	教育委員会事務局南大沢分室を設置
	八王子市中央図書館処務規則制定	8. 9.30	八王子市中央図書館協議会条例廃止
60. 1.27	事務局機構（2 部 7 課 1 所 18 係） 図書館を事務局から除き教育機関とする八王子市中央図書館開館	8.10. 1	八王子市中央図書館協議会条例施行規則を八王子市図書館協議会規則に改称 八王子市中央図書館条例を八王子市図書館条例に改称
60. 6.21	八王子市滝ガ原運動場条例を八王子市運動場条例に改称		八王子市中央図書館条例施行規則を八王子市図書館条例施行規則に改称
60. 8.15	八王子市運動場条例施行規則制定		八王子市中央図書館処務規則を八王子市図書館処務規則に改称
60.10. 1	下記規則を教育委員会規則から市規則に変更		八王子市南大沢公民館開館
	八王子市奨学資金支給条例施行規則		八王子市南大沢図書館開館
	八王子市奨学審議会規則	8.11. 1	八王子市白樺青少年の家条例廃止
	八王子市婦人センター条例施行規則		八王子市白樺青少年の家条例施行規則廃止
	八王子市婦人センター運営委員会規則		八王子市白樺青少年の家閉館
61. 3.31	八王子市社会教育委員の設置及び報酬並びに費用弁償に関する条例を八王子市社会教育委員の設置に関する条例に改称	9. 4. 1	八王子市川口公民館開館 八王子市川口図書館開館 八王子市立学校の学童擁護員制度を廃止
63.12.27	八王子市こども科学館条例制定	9.10.10	八王子市上柚木公園陸上競技場開設
	八王子市こども科学館条例施行規則制定	10. 4. 1	八王子市立学校適正配置等審議会条例制定
	八王子市こども科学館運営協議会規則制定		八王子市立学校適正配置等審議会条例施行規則制定
	八王子市こども科学館処務規則制定		
平成元. 1.26	改元に伴う関係規則の整理に関する規則制定	11. 4.30	八王子市立学校事案決定規程制定
		11. 7. 5	八王子市婦人センターを市長部局へ移管
元. 1.28	八王子市こども科学館開館		八王子市婦人センター処務規則廃止
元.12.26	八王子市絹の道資料館条例制定		教育委員会事務局八王子駅前分室設置
2. 2.13	教育委員会事務局由木東分室設置	11.10. 1	八王子市中央公民館開館（公民館移転及び名称変更）
2. 3. 1	八王子市絹の道資料館条例施行規則制定		
2. 3. 4	八王子市絹の道資料館開館		八王子市公民館横山分館閉館（市民集会所へ）
2. 7. 5	八王子市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則制定		八王子市生涯学習センター図書館開館
		12. 4. 1	事務局機構（2 部 6 課 17 係）
2. 7. 9	事務局機構（2 部 7 課 1 所 17 係） 施設課－施設係、営繕係 事業係、用地係を施設係に改組 体育課－施設係を運動施設係に改称 公民館－事業係、庶務係を廃止		学校教育部の教職員課・教育研究所を改組し、指導室を設置 社会教育部社会教育課文化財係を廃止し、一部事務を除き郷土資料館へ統合 指導室－指導係、人事係、給与係 社会教育課－社会教育係、青少年係
2. 9. 1	恩方郷土学習室開設		
3. 3. 1	敬称の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則制定		八王子市市立学校教職員服務規程制定
4. 3.31	八王子市青少年育成指導員に関する規則廃止		八王子市教育委員会事務局分室設置等に関する規則廃止
5. 7.18	八王子市民体育館条例を八王子市体育館条例に改称		八王子市教育委員会事務局分室長処理事項規程廃止
	八王子市民体育館条例施行規則を八王子市体育館条例施行規則に改称		八王子市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則制定
	八王子市民体育館運営協議会規則を八王子市体育館運営協議会規則に改称		青年学級開設に関する規則廃止
		12.10. 1	八王子市上柚木公園野球場開設
	八王子市民体育館処務規則を八王子市体育館処務規則に改称	12.10.25	八王子市立学校内余裕教室の試行開放を開始
		13. 4. 1	学校インターンシップを実施
	甲の原体育館開館	13. 6. 1	八王子市上柚木公園テニスコート開設
6. 4. 1	都立八王子小児病院内に院内学級を開設	13. 7.23	事務局機構（2 部 5 課 1 室 2 係）
6. 8. 1	八王子市社会教育委員の設置に関する条例施行規則制定		施設課、学務課、保健給食課を廃止し、財務課、学事課を新設。体育課を除く事務局
7. 4. 1	八王子市立学校の警備に関する規程を廃止		4 課 1 室で主査制を導入
8. 4. 1	八王子市教育委員会請願処理規則制定		学校教育部
	八王子市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則制定		庶務課－庶務係、調査係を廃止 財務課
8. 4.30	恩方郷土学習室閉鎖		学事課

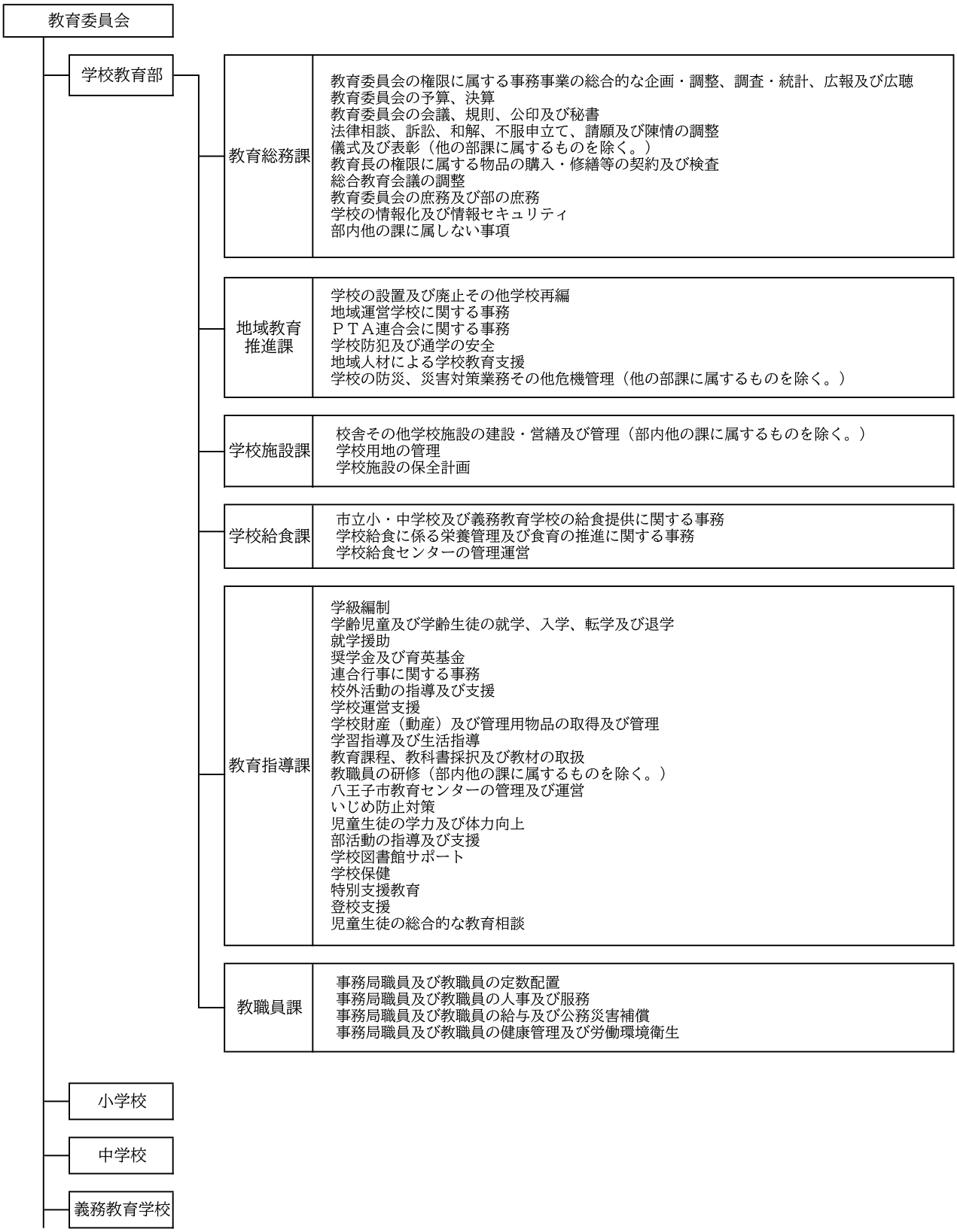
年 月 日	事　　項	年 月 日	事　　項
	指導室－指導係、人事係、給与係を廃止 社会教育部	19. 2. 7	八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則制定
	社会教育課－社会教育係､青少年係を廃止	19. 7. 1	八王子市学習支援委員に関する規則制定
13.12.10	八王子市教育委員会ホームページの開設	19. 3.31	八王子市社会教育委員の設置に関する条例廃止
14. 4. 1	八王子市姫木平少年自然の家条例を八王子市姫木平自然の家条例に改称	19. 4. 1	八王子市公民館条例廃止
	八王子市教育委員会教育目標を全面改定		生涯学習関連の審議会等の統廃合を実施
14. 4. 3	相模原市との図書館相互利用開始		八王子市生涯学習審議会条例制定
14. 4.17	滝ガ原運動場管理棟の竣工		八王子市スポーツ振興審議会条例制定
14. 4.21	ジュニアマイスタースクール(仮称)構造改革特区認定される		八王子市博物館協議会条例制定 八王子市生涯学習センター条例改正
15. 5. 1	クリエイトホール及び学園都市センターの通年開館		八王子市図書館条例改正 八王子市こども科学館条例改正
	八王子市立小学校及び中学校の指定に関する規則制定		八王子市郷土資料館条例改正 八王子市体育館条例改正
15. 6. 1	八王子市教育委員会の権限委任に関する規則設定	19. 6.30	八王子市公民館条例施行規則廃止
	八王子市教育委員会教育長に対する事務委任規則廃止		八王子市社会教育委員の設置に関する条例施行規則廃止 八王子市こども科学館運営協議会規則廃止
	八王子市教育委員会事案決定規定設定		八王子市図書館協議会規則廃止
15. 8.11	八王子市立学校の通学区域に関する規則廃止		八王子市体育館運営協議会規則廃止
15. 8.18	八王子市教育センター処務規則、八王子市公民館処務規則､八王子市郷土資料館処務規則廃止		八王子市郷土資料館運営協議会規則廃止 八王子市青少年委員に関する規則廃止
	事務局機構（2部1室7課）主査制	19. 7. 1	生涯学習センターの施設を統合
	学校教育部庶務課を教育総務課に、財務課を施設整備課に改称､教育センターを指導室に統合		生涯学習センター南大沢分館・生涯学習センター川口分館に改称 八王子市生涯学習審議会、八王子市博物館協議会、スポーツ振興審議会、八王子市学習支援委員を設置
	社会教育部を､生涯学習スポーツ部に改称、社会教育課を廃止し、生涯学習総務課を設置、一部事務を除く社会教育課と推進課の生涯学習担当を統合	19.10.28	町田市との図書館相互利用を開始
		20. 3.23	こども科学館のプラネタリウム機を更新
		20. 4. 1	教頭を廃し副校長を設け、また、主幹教諭を設けた
	学習支援課を設置､生涯学習センター､中央、南大沢､川口公民館を統合		京王線沿線7市（八王子市、府中市、調布市、町田市、日野市、多摩市、稲城市）で図書館相互利用開始
	体育課をスポーツ振興課に改称 市民体育館､甲の原体育館を体育館に統合		
	社会教育課文化財担当と郷土資料館を統合し､文化財課を設置		生涯学習センター南大沢分館・生涯学習センター川口分館の開館日の拡充
	中央､生涯学習センター､南大沢、川口各図書館を図書館に統合	20. 8. 1	あきる野市との図書館相互利用開始
		21. 4. 1	八王子市立学校の管理運営に関する規則を改正し、みなみ野小学校及びみなみ野中学校を小中一貫校、八王子市立みなみ野小中学校として開校
15. 9.10	市立移動図書館車運行終了		
15.10. 1	教育委員の市民公募制を導入		
15.11. 1	相模湖町・藤野町との図書館相互利用開始（両町はのちに相模原市と合併）	21. 4.	市立中学校において、「弁当併用デリバリーランチ方式」による中学校給食を開始
16. 1.13	高尾山学園プレ開校		
16. 4. 1	高尾山学園小学部・中学部開校 緑が丘小学校開校	22. 2.24	八王子市教育振興基本計画「ゆめおり教育プラン」策定
	松が谷小学校・三本松小学校の統合	22. 4. 1	事務局機構（２部８課） 指導室を指導課に改称
17. 3.31	八王子市陵南会館条例廃止 八王子市陵南会館条例施行規則廃止		八王子市立学校の管理運営に関する規則を改正し、加住小学校及び加住中学校を小中一貫校、八王子市立加住小中学校として開校
17. 4. 1	副校長制の呼称を設定し、八王子市立学校の管理運営に関する規則を改正		
17.11.28	地域安全指導員（スクールガードリーダー）の学校巡回を開始	23. 4. 1	事務局機構（２部８課１室）
18. 3.25	富士森公園クーバー・フットボールパークをオープン（市民プール跡地の民設民営施設）		生涯学習スポーツ部に国体推進室を設置 八王子市私立高等学校入学資金助成条例廃止
18. 7. 1	中央図書館北野分室開室		八王子市立学校の管理運営に関する規則を

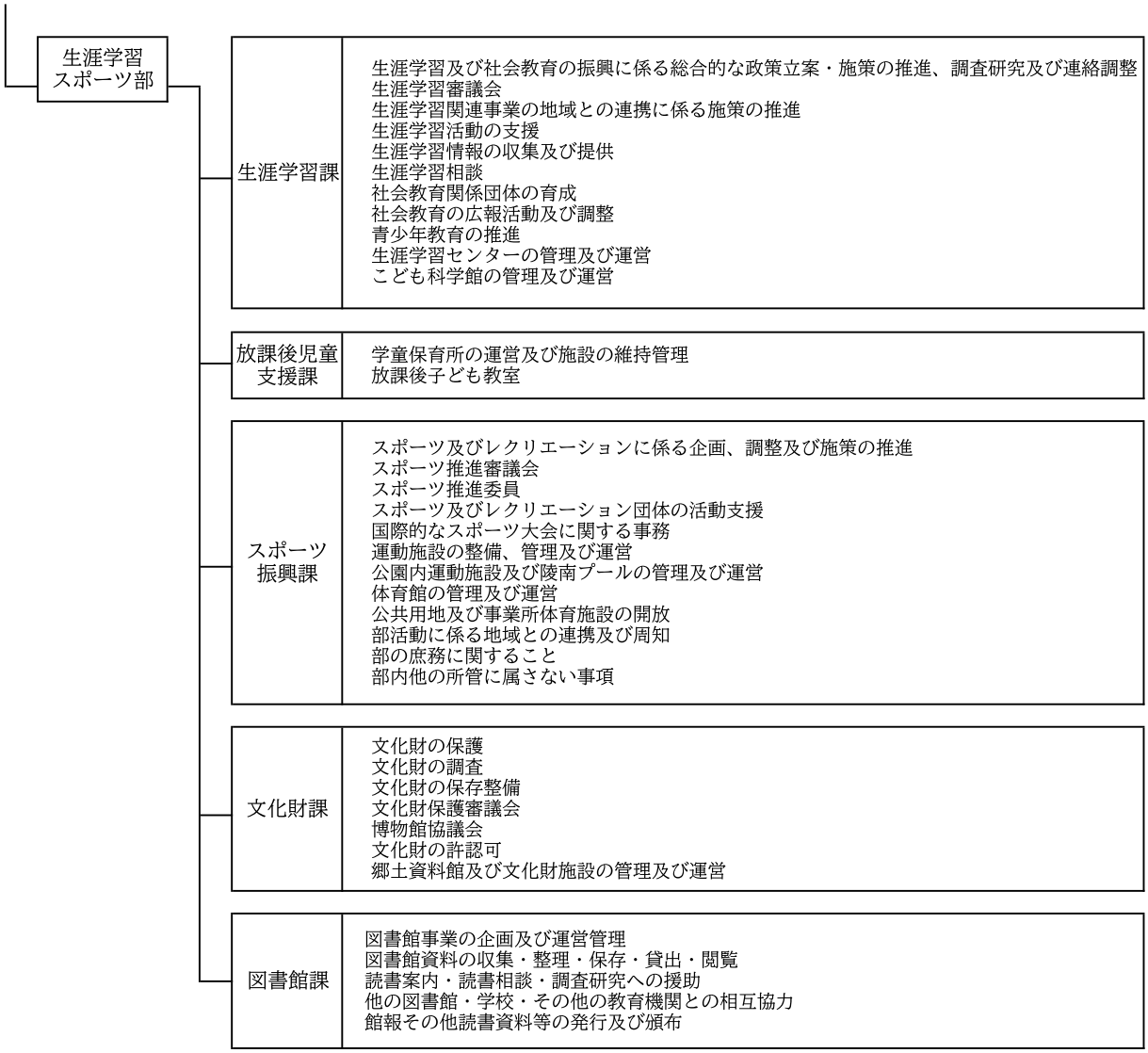
年 月 日	事　　項	年 月 日	事　　項
	改正し、館小学校及び館中学校を小中一貫校、八王子市立館小中学校として開校	28.11. 1	事務局機構（3 部 1 室 13 課 5 館） 国際スポーツ大会推進室を設置
	戸吹最終処分場跡地に戸吹スポーツ公園をオープン	29. 4. 1	いじめを許さないまち八王子条例制定 八王子市立小中学校に校務支援システム導入
24. 4. 1	八王子市立学校の管理運営に関する規則を改正し、第六小学校及び第三中学校を小中一貫校、八王子市立いずみの森小中学校として開校	29. 6.30	事務局機構（3 部 13 課 5 館） 国際スポーツ大会推進室を廃止
		29. 7. 1	図書館部と中央大学研究推進支援本部が共同研究協定を締結し、共同研究を開始
24.10.20	八王子市国史跡八王子城跡ガイダンス施設条例制定 八王子市国史跡八王子城跡ガイダンス施設開館	29. 7.22	八王子市こども科学館条例を改正し、料金等を改定
		29.10.18	八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針を策定
25. 4. 1	高尾山学園に公募による民間人校長が着任		
25. 8. 1	コニカミノルタサイエンスドーム（こども科学館）の愛称を使用開始	29.11. 1	八王子市立いずみの森小中学校への義務教育学校制度の導入を決定
25. 8.26	事務局機構（3 部 1 室 12 課 5 館） 学校教育部を 4 課体制から 7 課体制に、生涯学習スポーツ部を 4 課 1 室体制から国体推進室を時限の部として独立させ、5 課 1 館体制に改める 新たに図書館部を設置 統括指導主事を学校教育部に置くことに改める	29.11.22	東京八王子トレインズとの連携協力に関する協定を締結
		30. 2.28	国指定史跡八王子城跡保存整備基本構想・基本計画書を策定
		30. 3.22	第 2 次八王子市教育情報化推進プランを策定
		30. 6. 1	八王子市中央図書館北野分室及びみなみ野分室を八王子市北野市民センター図書館及び由井市民センターみなみ野図書館に改称
26. 2.26	八王子市スポーツ推進計画を策定		
26. 3.20	八王子市いじめ防止基本方針を策定	30. 8. 8	八王子市立小・中学校における働き方改革推進プランを策定
26. 3.31	事務局機構（3 部 12 課 5 館） 国体推進室を廃止	30. 9.20	八王子市教育委員会 市立学校に係る運動部活動の方針を策定
26.10. 1	エスフォルタアリーナ八王子（八王子市総合体育館）をオープン	30.10. 1	八王子市恩方市民センター図書館を開館
27. 2.25	第 2 次八王子市教育振興基本計画「ビジョンはちおうじの教育」を策定 国指定史跡八王子城跡保存管理計画を策定	31. 2.27	八王子市第四次特別支援教育推進計画を策定
		31. 3. 1	八王子市運動場条例を改正し、料金を改定
27. 3.10	第 3 次読書のまち八王子推進計画を策定	31. 4. 1	学校運営協議会の八王子市立小・中学校全校設置に伴い八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を改正
27. 3.23	独立行政法人宇宙航空研究開発機構（ＪＡＸＡ）と宇宙航空教育活動に関する協定を締結		
27. 3.26	八王子市教育情報化推進プランを策定	31. 4.24	八王子市スポーツ推進計画改定版を策定
27. 3.30	八王子市生涯学習プラン（平成 27 年度～平成 31 年度）を策定	令和元 7. 1	八王子市石川市民センター図書館を開館
		元.12. 1	八王子市由木中央市民センター図書館を開館
27. 3.31	八王子市教育委員会教育長の給料及び旅費等に関する条例廃止 八王子市教育委員会教育長職務代理者を指定する訓令廃止 八王子市中田遺跡条例廃止	2. 1. 1	八王子市歴史文化基本構想を策定
		2. 1.16	スクールロイヤー制度を導入
		2. 1.17	学校心理士スーパーバイザーを設置
		2. 2.27	八王子市立学校に係る部活動の方針を策定
		2. 3. 1	東京フットボールセンター八王子富士森競技場（富士森公園陸上競技場）の愛称を使用開始
27. 4. 1	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い教育委員会制度を刷新 八王子市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例制定	2. 3. 3	八王子市生涯学習プラン（令和 2 年度～令和 6 年度）を策定
		2. 3. 4	第 4 次読書のまち八王子推進計画を策定
27.10. 1	八王子市中央図書館みなみ野分室開室	2. 3.14	第 3 次八王子市教育振興基本計画「ビジョンはちおうじの教育」を策定
27.12.15	八王子市民体育館及び甲の原体育館を八王子市富士森体育館及び八王子市甲の原体育館に改称	2. 4. 1	学校施設整備担当部長を学校教育部に置くことに改める
28. 1. 4	事務局機構（3 部 13 課 5 館） 学校教育部に学校複合施設整備課を設置 学校教育部を 7 課体制から 8 課体制に改める		八王子市立学校設置条例を改正し、第六小学校及び第三中学校を廃止、八王子市立いずみの森義務教育学校を開校 八王子市学校給食センター条例を制定し、八王子市学校給食センター南大沢及び八王子市学校給食センター元八王子を設置
28. 6. 1	ダイワハウススタジアム八王子（富士森公園野球場）の愛称を使用開始		

年 月 日	事　　項	年 月 日	事　　項
2. 6.15	はちっこキッチン（学校給食センターの共通愛称）の供用開始		
2. 6.19	「霊気満山　高尾山～人々の祈りが紡ぐ桑都物語～」が日本遺産に認定		
2. 10.14	学校での１人１台端末環境を整備する国のGIGAスクール構想に基づく八王子市版GIGAスクール構想を策定		
3. 3.31	八王子市郷土資料館展示場を閉鎖		
3. 4. 1	事務局機構（3部12課5館） 学校教育部を8課体制から7課体制に改める		
3. 6.12	桑都日本遺産センター 八王子博物館が開館		
3. 7. 1	八王子市学校給食センター条例を改正し、八王子市学校給食センター元横山を設置		
3. 10.18	事務局機構（2部13課5館） 図書館部を廃止し、生涯学習スポーツ部に放課後児童支援課及びスポーツ担当部長を設置 生涯学習スポーツ部を5課1館体制から6課5館体制に改める		
4. 3.31	八王子市姫木平自然の家を長野県小県群長和町に移譲し、八王子市姫木平自然の家条例を廃止		
4. 4. 1	事務局機構（2部14課1館） 生涯学習スポーツ部を6課5館体制から7課1館体制に改める		
4. 5.18	児童の放課後活動等の充実に向けた今後の方針～学校は子どものホッとプレイス～を策定		
4. 9.21	「みんなが集う学校の未来」八王子市教育委員会指針を策定		
4. 12.21	市立小・中学校再編基本方針を策定		
5. 3.23	八王子市第五次特別支援教育推進計画を策定		
5. 6.24	市立小・中・義務教育学校における不登校総合対策「つながるプラン」を策定		
5. 7. 1	八王子市学校給食センター条例を改正し、八王子市学校給食センター楢原を設置		
6. 2.21	八王子市第五次特別支援教育推進計画を踏まえ、特別支援学級（知的障害）再編の基本計画を策定		
6. 8	学校給食費の保護者負担無償化を開始		
6. 10.1	八王子市学校給食センター条例を改正し、八王子市学校給食センター寺田を設置		
7. 2.22	第4次八王子市教育振興基本計画を策定 第2期八王子市スポーツ推進計画を策定		
7. 3. 3	八王子市生涯学習プラン（令和7年度～令和16年度）を策定		
7. 4. 1	八王子市立学校の管理運営に関する規則を改正し、第二小学校及び第四中学校を小中一貫校、八王子市立たがの杜小中学校として開校		
8. 4. 1	学校給食費の公会計制度を導入		
8. 7. 1	事務局機構（2部11課） 学務課を廃止し、教育指導課に統合 学校教育部を7課体制から6課体制に改める 生涯学習政策課、学習支援課及びこども科学館を統合し、生涯学習課を設置 スポーツ施設管理課を廃止し、スポーツ振興課に統合 生涯学習スポーツ部を7課1館体制から5課体制に改める		

教育委員会の機構

令和８年（2026年）７月１日現在




生涯学習
スポーツ部
生涯学習課
生涯学習及び社会教育の振興に係る総合的な政策立案・施策の推進、調査研究及び連絡調整
生涯学習審議会
生涯学習関連事業の地域との連携に係る施策の推進
生涯学習活動の支援
生涯学習情報の収集及び提供
生涯学習相談
社会教育関係団体の育成
社会教育の広報活動及び調整
青少年教育の推進
生涯学習センターの管理及び運営
こども科学館の管理及び運営
放課後児童
支援課
学童保育所の運営及び施設の維持管理
放課後子ども教室
スポーツ
振興課
スポーツ及びレクリエーションに係る企画、調整及び施策の推進
スポーツ推進審議会
スポーツ推進委員
スポーツ及びレクリエーション団体の活動支援
国際的なスポーツ大会に関する事務
運動施設の整備、管理及び運営
公園内運動施設及び陵南プールの管理及び運営
体育館の管理及び運営
公共用地及び事業所体育施設の開放
部活動に係る地域との連携及び周知
部の庶務に関すること
部内他の所管に属さない事項
文化財課
文化財の保護
文化財の調査
文化財の保存整備
文化財保護審議会
博物館協議会
文化財の許認可
郷土資料館及び文化財施設の管理及び運営
図書館課
図書館事業の企画及び運営管理
図書館資料の収集・整理・保存・貸出・閲覧
読書案内・読書相談・調査研究への援助
他の図書館・学校・その他の教育機関との相互協力
館報その他読書資料等の発行及び頒布

教育定例会開催状況（令和7年度（2025年度））

教育委員会開催回数　18回（定例会　18回　　臨時会　０回）

事　項　別　審　議　状　況

		市議会提出議案の審議	規則等の制定・改正	各種委員の委嘱等	教育財産の用途廃止	事務局等職員人事	教職員人事	教育委員会表彰	その他	小計	審査請求	請願	協議事項	報告事項	合計
第１回	4/9	4		1		1	1			7				3	10
第２回	4/23			2			1		1	4				2	6
第３回	5/21	1		1				1		3				9	12
第４回	6/21		5	4			2		2	13				5	18
第５回	7/9			1			1		2	4				1	5
第６回	7/23			1					1	2			1	1	4
第７回	8/6	4							2	6					6
第８回	8/27						1		1	2				2	4
第９回	9/17	6		1					1	8				5	13
第１０回	10/22	2		1			3	1	1	8			3	2	13
第１１回	11/8	1				1				2				2	4
第１２回	11/26	5								5			1	2	8
第１３回	12/17								3	3				2	5
第１４回	1/7	1		1					2	4			1	2	7
第１５回	1/21									0			1	3	4
第１６回	2/4	1	1				1		3	6			1	1	8
第１７回	2/21			1					1	2				10	12
第１８回	3/24		5						4	9				9	18
計		25	11	14	0	2	10	2	24	88	0	0	8	61	157

各種審議会等

令和８年（2026年）４月１日現在

名　称	目　的	委員数（人）	委員の構成	任期（年）
奨学審議会	奨学生の選考その他奨学金支給事業の円滑かつ適正な運営 （昭和60年9月30日　規則第34号）	13 〔13〕	市議会議員　7 市立中学校長又は義務教育学校長　1 都立高等学校長　1 私立高等学校長　1 商工業関連団体を代表する者　2 市内中学校又は義務教育学校（後期課程）の生徒の保護者　1	2
生涯学習審議会	教育委員会の諮問に応じ、生涯学習の振興に関する計画の立案、生涯学習施策・事業の評価等について調査・審議し、意見を述べる。 （平成19年3月28日　条例第32号）	16 （16以内）	学校教育及び社会教育関係者　9 学識経験者　4 公募による市民　3	3
学習支援委員	生涯学習活動の支援及び相談、学習情報の収集及び提供、生涯学習関係団体の連携等により市民の生涯学習の振興を図る。 （平成19年2月22日 教育委員会規則第4号）	16 （24以内）	公募による市民　16	3
スポーツ推進審議会	教育委員会の諮問に応じ、スポーツ施設及び設備に関して、また指導者の養成・団体の育成等に関して調査審議し、建議する。 （平成19年3月28日　条例第34号）	14 （15以内）	市内スポーツ関係者　7 障害者スポーツ関係者　2 学校体育関係者　2 上記以外の学識経験者　2 公募による市民　1	3
スポーツ推進委員	市民のスポーツの推進に関し、スポーツに対する市民の関心及び理解を深め、スポーツの実技の指導及び助言を行う。また、総合型地域スポーツクラブ等、市民のスポーツ推進のための組織の育成、学校等の教育機関の行うスポーツに関する行事及び事業に協力する。 （平成26年4月23日 教育委員会規則第6号）	41 （49以内）	市内23地区から推薦　35 公募による市民　6	3
文化財保護審議会	教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議する。 （昭和52年3月15日　条例第6号）	13 （14以内）	文化財に関し広くかつ高い識見を有する者	3

名　　称	目　　的	委員数（人）	委員の構成		任　期（年）
博物館協議会	八王子市こども科学館及び八王子市郷土資料館の管理運営並びに博物館その他これに類する施設の事業の振興に関して調査協議し、教育委員会に意見を述べる。 （平成19年3月28日　　条例第33号）	9 〔10以内〕	学識経験者 公募による市民	6 3	3
八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会	教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、教育委員会に意見を述べる。 （平成29年3月28日　　条例第13号）	14 〔16以内〕	学識経験者 法律に関わる専門家 医療に関わる専門家 福祉に関わる専門家 心理に関わる専門家 警察関係者 地域関係者 保護者代表 学校関係者	1 2 1 1 1 1 3 2 2	2

※〔　〕は定数

教 育 委 員 会 の 職 員 数

令和8年（2026年）7月１日現在

		職員数											内訳										
		行政職											行政職										
		部長・担当部長	課長・担当課長	課長補佐	課長補佐兼主査	主査	主任	課員	小計	指導主事	業務主任	小計	合計	一般行政職	一般行政職（再任用）	一般行政職（任期付）	指導主事	営繕作業	給食調理	学校用務	技能労務職（再任用）	合計	会計年度任用職員（専門職）
学校教育部		3							3				3	3								3	
	教育総務課		1		1	3	7	4	16				16	15	1							16	5
	地域教育推進課		1		1	1	5	3	11				11	11								11	
	学校施設課		1		1	5	5	8	20		1	1	21	20				1				21	3
	学校施設課付						1		1				1	1								1	
	学校給食課		1		1	4	17	11	34				34	33	1							34	
	学校給食課付						2	1	3		4	4	7	2	1				3		1	7	
	教育指導課		1		4	8	20	7	40	14		14	54	36	4		14					54	83
	学務担当		1						1				1	1								1	
	特別支援教育担当		1						1				1	1								1	
	教職員課		1		1	4	10	7	23				23	22		1						23	150
	部　　計	3	8		9	25	67	41	153	14	5	19	172	145	7	1	14	1	3		1	172	241
生涯学習スポーツ部		1							1				1	1								1	
	生涯学習課		1		2	3	12	3	21				21	19	1	1						21	
	生涯学習センター担当		1						1				1	1								1	
	こども科学館担当		1						1				1	1								1	
	放課後児童支援課		1		1	2	5	3	12				12	12								12	4
	スポーツ振興課		1	1	1	6	14	2	25		2	2	27	24	1						2	27	7
	スポーツ施設管理担当		1						1				1	1								1	
	文化財課		1		1	3	8	15	28				28	18		10						28	7
	日本遺産推進担当		1						1				1	1								1	
	図書館課		1	1	1	8	17	8	36				36	33	2	1						36	87
	図書館企画調整担当		1						1				1	1								1	
	部　　計	1	10	2	6	22	56	31	128		2	2	130	112	4	12					2	130	105
小学校						5	38	19	62		38	38	100	56	4	2			14	18	6	100	
中学校						2			2		15	15	17	2						14	1	17	
義務教育学校							1		1		1	1	2	1						1		2	
合　　計		4	18	2	15	54	162	91	346	14	61	75	421	316	15	15	14	1	17	33	10	421	346

※市長部局との併任も含む。
※指導主事14名の内、８名は市費負担職員（統括指導主事３名、固有指導主事５名）
※学校職員は都費負担職員を除く。
※この表は、実際の配置ではなく、所属による区分で集計（会計年度任用職員（専門職）は任用課で集計）